

事 務 連 絡
平成21年 1 月 27日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（業務担当）

労災就学等援護費の支給漏れ等に係る調査について

今般、一部の局において、支給決定済みの労災就学等援護費について機械入力となされていなかったために長期間にわたり支払いがされていなかった事案が複数発覚したところである。

本件についての原因分析及び再発防止については、本省において検討することとしているが、申請から支払いまでの進行管理の不備も認められるところである。

については、再発防止策等の検討にあたり、貴局管下の労働基準監督署における同種事案等の発生の有無等について至急把握する必要があるため、平成21年2月6日（金）17時までに別紙様式にて、補償課業務係あて報告すること。

また、調査において、支給漏れ事案が判明した場合には、必要な対応を指示するので、報告期限を待たずに直ちに補償課業務係あて電話連絡すること。

なお、期日まで報告が困難な場合は、平成21年2月6日17時時点の状況及び調査完了の目処について報告のこと。

労災就学等援護費の支給漏れ等に係る調査について（ 局）

- 1 申請を受け付けた労災就学等援護費について、支給決定を留保したまま、未払いであった事案の有無

有 ・ 無

- 2 支給決定された労災就学等援護費について支払い処理がなされていない事案の有無

有 ・ 無

※ 上記に該当する事案が有の場合、以下の項目について併せて報告のこと

ア 署名

イ 申請年月日

ウ 支給要件（傷病、障害、遺族の別）

エ 支給対象者数及び学年（当時）

労災就学等援護費の支給漏れ等に係る調査について（調査結果）

- 1 申請を受け付けた労災就学等援護費について、支給決定を留保したまま、未払いであった事案があった局数

0局

- 2 支給決定された労災就学等援護費について支払処理がなされていない事案があった局数

3局